

日本学生支援機構

給付・貸与 奨学金

早わかりガイド 予約採用

2026年度進学予定の皆さんへ

日本学生支援機構(JASSO)の奨学金は国が実施しており、原則返還不要の給付奨学金と卒業後返還する貸与奨学金があります。

このガイドで、それぞれの奨学金の概要を説明します。



奨学金にはどんな種類があるの？

→ 詳細は5・8ページ

原則として返還不要の**給付奨学金**と、返還の必要がある**貸与奨学金**があります。

奨学金の額は、あなたの進学先や通学形態(自宅・自宅外)などの条件で異なります。

奨学金の種類		返還の必要性	利子	振込頻度
給付奨学金		返還不要	—	毎月1回
貸与奨学金	第一種奨学金	返還が必要	利子なし	毎月1回
	第二種奨学金		利子あり	毎月1回
	入学時特別増額貸与奨学金			初回振込時に1回限り

※給付奨学金と貸与奨学金は、同時に申請が可能です。ただし、給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料等減免と第一種奨学金を同時に利用する場合には、第一種奨学金の月額が調整されます。

奨学金を利用できる進学先は？

日本国内の**大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程)**が対象です。

学校の種別(課程)	給付奨学金	貸与奨学金
大学(学部)・短期大学	国又は地方公共団体が給付奨学金の対象であることを確認した学校が対象(※1)	対象
高等専門学校(第4学年以上)		
専修学校(専門課程)		下記URLの一覧にある学校・学科が対象(※2)

※1 給付奨学金の対象となる学校の一覧(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

※2 貸与奨学金の対象となる専修学校(専門課程)の一覧(JASSOホームページ)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/shikaku/senshu_gakkalist.html

※3 海外大学については、「貸与奨学金案内」34ページを確認してください。



申込みをしたい！

在籍する**高校等を通じて**申込みを行います(予約採用)。

奨学金の申込みには**本人及び生計維持者(原則として父母)のマイナンバーの提出が必要**となります。

※マイナンバーの提出は、インターネットから行います。

※高卒認定試験合格(予定)者の申込みについては、JASSOのホームページで案内します。

申込手続きの方法については、
「申込みのてびき」を参照してください。

重要だよ!!



生計維持者とは？

生計維持者とは、原則あなたの父母(父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人(たとえば祖父母等))となります。**家計基準については、あなたと生計維持者の収入をもとに判定します。**以下の表を参考に生計維持者となる人を確認してください。

より詳しい情報についてはJASSOのホームページに掲載している「生計維持者について」

「生計維持者に係るQ&A」も併せて確認してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html



① 父母ともにいる場合		生計維持者
ア	父母と同居・別居(一人暮らし)	父母(2名) ※専業主婦(主夫)、無職無収入の場合でも生計維持者となります。
イ	父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任	

② 父母が離婚調停中		生計維持者
ア	父母が離婚調停中	父母(2名) ※離婚調停中でも原則父母となります。
イ	父母が離婚調停中(父又は母は別居しており、あなたへの支援が一切ない)	あなたの生活を支援する父又は母(1名)

③ 父母が離婚		生計維持者
ア	父母は離婚しており、父又は母(いずれか一方)と同居している	同居している父又は母(1名) ※あなたと別居している父又は母から日常的に金銭的支援を受けている場合は父母2名になります。
イ	父母が離婚後、再婚している	父又は母と再婚相手(2名) ※再婚には事実婚も含みます。

④ 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明		生計維持者
ア	父又は母と死別(再婚していない)	左に該当しない父又は母(1名)
イ	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている	主に支援をしている親族(1名) ※支援をしている人が複数人であっても、主たる人1名となります。
ウ	父又は母が意識不明(精神疾患含む)により意思疎通ができない	意思疎通できる父又は母(1名) ※意思疎通できない父又は母は生計維持者に含みません。

⑤ あなたが生計維持者となる場合(独立生計)		生計維持者
ア	あなたが社会的養護を必要とする人(「奨学金案内」又は「申込みのてびき」1ページ参照)に該当する場合	あなた(1名)

(注1) **父母が専業主婦(主夫)、無職無収入であっても生計維持者としての申告が必要です。**

(注2) 生計維持者が1人(独立生計者を含む)である場合や父母以外の場合、その事実関係が確認できる証明書の提出を後日求める場合があります。

奨学金の申込みから奨学生に採用されるまで(予約採用)

進学前

春～ 高校等から申込関係書類を受け取る

春～ 申込手続き

- ①インターネットで申込み
- ②インターネットでマイナンバーを提出
- ③「奨学金確認書兼地方税同意書」をJASSOに直接提出(簡易書留で郵送)
- ④必要書類を学校に提出(該当者のみ)



申込期限については、必ず在籍する高校等に確認してください。

秋～冬 選考結果に係る通知の交付

※採用候補者となった人には奨学金の申込みを行った高校等を通じて「採用候補者決定通知」を交付します。
選考結果はインターネットでも確認できます。

進学後

春～ 「進学届」の提出

- ①高校等を通じて交付された「採用候補者決定通知」を進学先の学校に提出
- ②インターネットで「進学届」をJASSOに提出

奨学生として採用・通知

奨学金の振込開始

返還誓約書の提出 (貸与奨学金のみ)

毎年度10月に支給額の見直し (給付奨学金のみ)



(参考)在学中の手続き

毎年1回 在籍報告 (給付奨学金のみ)

毎年冬頃「奨学金継続願」の提出 (貸与奨学金のみ)